

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ〈概要〉

これまでの取組とその成果を踏まえた、**法曹有資格者の活動領域を引き続き拡大していくための具体的な取組の在り方**

国・自治体・福祉等

〈取組及び成果の例〉

- 日弁連や各地の弁護士会：
- ◆自治体との連携構築（自治体等連携センターによる実情調査や、各地の弁護士会による自治体行政支援のリストの提供等）
 - ◆福祉に関する電話相談や出張相談等の実施（ひまわりあんしん事業。弁護士会によっては、数千件の相談実績。）
 - ◆各種研修等の実施

- 法務省：
- ◆司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大（最高裁と連携）
 - ◆総合法律支援法の一部改正法案を国会に提出

※ 自治体で勤務する法曹有資格者は、62名（平成25年10月）から、87名（平成27年3月）に増加。

〈取組を踏まえた課題〉

- 自治体：外部の弁護士との役割の違いや、政策法務等の新しい分野における有用性が浸透していない。
- 福祉：自発的な取組が中心で、自治体等に継続的な施策又は事業とするべきと認識されていない。
- 国：専門性ある業務に対応できる人材の養成・確保が必要。

企業

〈取組及び成果の例〉

- 日弁連や各地の弁護士会：
- ◆「ひまわり求人求職ナビ」の運用改善（月ごとの平均申請件数が増加。）
 - ◆企業向け情報提供会の実施（経済団体等と協力）
 - ◆司法修習予定者向けの企業への就職活動ガイダンス、就職合同説明会等の実施（採用につながった例も）

- 法務省：
- ◆司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大（最高裁と連携）

※ この間、企業内弁護士数は、平成26年6月現在で619社1179名。前年同時期から200名以上増加。

〈取組を踏まえた課題〉

- ◆採用企業は、大都市の大企業が中心。企業規模的、地域的に採用を広げていく余地あり。
- ◆法的専門性を活用し、法務分野だけでなく経営戦略の構築等に関与できれば、活躍の場は更に広がる。

海外展開

〈取組及び成果の例〉

- 日弁連：
- ◆日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の実施（100件以上の利用実績。）

- 法務省：
- ◆東南アジア諸国に弁護士を派遣。進出した日本企業の法的ニーズ等の調査を開始

- 外務省：
- ◆日本企業支援等を担当するため、在外公館における日本企業への助言等の業務を日本の弁護士に委託する取組を今年度から開始予定

〈取組を踏まえた課題〉

- ◆多くの中小企業は、海外展開の際の法的リスク等に関する情報や、国際分野への対応能力のある日本の弁護士へのアクセス方法に関する知見に乏しい。
- ◆国際法に関する法的知見等の素養等を身に付ける機会の確保が必要。

今後継続して取り組むべき施策の例

- 法務省：
- ◆関係機関等の協力を得て、法曹有資格者の有用性に関する情報共有に必要な連絡協議等の環境を整備。

- 日弁連：
- ◆自治体等の協力を得て、弁護士の有用性や具体的な活用実績を、セミナーやシンポジウム等を通じ、自治体や福祉機関等との間で共有。

※ 各地の弁護士会においても、自治体等への個別的な働き掛けを期待。自治体や福祉機関においても、法曹有資格者を活用する方策の検討・実施を期待。

- 法務省：
- ◆日弁連や経済団体等と協力し、必要な連絡協議等の環境を整備。

- 日弁連：
- ◆経済団体等と協力し、企業内弁護士を活用することの有用性等を企業との間で共有する取組を進める

※ 各地の弁護士会においても同様の取組を進めることを期待。

- 法務省：
- ◆日本企業等が海外で直面する法的問題への対応支援に向けた関係機関の取組に必要な協力を行う。

※内閣官房に設置された「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」を活用

- 日弁連：
- ◆関係機関と相互協力し、中小企業等の海外展開のために有益な情報を集積・整理した上で、企業等に情報提供。
 - ◆国際的な分野に対応能力のある弁護士へのアクセス改善を図る。

法科大学院：
これらの分野において活躍できる専門性の涵養のため、実践的なプログラムの設置等の取組の充実が期待される。（日弁連等も、専門性涵養のための取組を行う。）